

証券コード 3640
平成27年6月9日

株 主 各 位

長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地6
株式会社 電 算
代表取締役社長 轟 一 太

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時30分

2. 場 所 長野県長野市県町576番地
ホテル国際21 1階 藤の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

(1) 報告事項 第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ndensan.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。なお、これらの書類は、監査役会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類の一部であります。

◎なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ndensan.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融政策を背景に、企業業績や雇用環境の改善がみられ、消費税増税後の反動減も徐々に一巡し、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら円安の影響による消費者の節約志向の高まりや海外景気の下振れ等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

情報サービス産業におきましては、金融関連の大型システムの開発案件や、導入が迫る番号制度の対応等情報化投資は増加傾向にあるものの、企業の慎重な姿勢は継続しており、受注環境は依然として厳しい状況が続いています。

このような状況の中、当社は下記の重点施策・事業の推進を行いました。

- ①公共分野では、総合行政情報システム(Reams.NET)等の全国シェアの拡大、新財務会計システムの販売及び市区町村向けのシステム更改、次期総合行政情報システム(次期Reams)の開発推進、番号制度等の各種法制度改正対応に伴うシステム開発。
- ②産業分野では、リース業向けリーストータルシステムの全国への営業展開、電子カルテシステム等の医療機関向けシステムの積極的な販売・導入及び自社製品の販売拡大。
- ③データセンターサービスでは、自社データセンターの拡充工事を完了し、新たなクラウドサービスメニューの拡大、他社とのアライアンスの推進。
- ④海外製品も含めた新商品・新サービスの開拓・販売、積極的な人材育成を通じた技術力の向上及び情報セキュリティやIoT(Internet of Things)^{*1}等の新技術の調査研究。

*1 IoT(Internet of Things)は従来、インターネットに接続されていたパソコンやサーバー、プリンター等の情報通信関連機器に加えて、それ以外のさまざまな機器や装置をつなげる技術。膨大な量の情報を共有するクラウド技術やビッグデータ技術、人工知能等の登場により、あらゆる“モノ(Things)”に高度な通信機能が組み込まれ、インターネットで相互に情報伝達できるようになる。

■公共分野の状況

公共分野におきましては、番号制度の運用開始に向け、システム対応や関連する環境整備、作業が本格化しております。当事業年度はこの番号制度を始めとする法制度改正によるシステム改修や、より高度な住民サービスを実現する次期総合行政情報システムの開発等を実施しました。また、受注活動におきましては、新規顧客の獲得及び既存顧客のシステム更改案件の獲得の他、生活圏・広域圏でのシステム共同利用の提案及びパートナー企業との提携強化を重点に推し進めました。

その結果、総合行政情報システムにおきまして15団体、情報系システムで7団体のシステム更改を行っております。また、販売パートナー企業を通じたシステム販売では、新たな販売パートナー企業1社と提携した他、既存の販売パートナー企業により、総合行政情報システムを新規顧客1団体、水道料金システムを新規顧客2団体へ販売しております。

システム提供サービスでは、前年度から継続の法制度改正において、番号制度対応で184団体、子ども子育て支援新制度対応で125団体、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金対応で144団体、今年度の法制度改正においては主に、第6期介護保険事業計画対応で178団体、平成26年度介護報酬改定対応で161団体、国民健康保険における70～74歳の負担割合変更対応で146団体、低所得者の保険料負担軽減措置拡大の法制度改正対応で146団体、国民健康保険高齢受給者証の自己負担割合変更対応で146団体、年金生活者支援給付金対応で141団体へシステム提供を行いました。また、翌年度の法制度改正向けの臨時福祉給付金制度と介護保険制度の法制度改正対応及び平成28年1月施行の番号制度に向けてシステム開発を進めました。

データセンターサービスでは、総合行政情報システムを軸としたクラウドサービスを9団体へ提供しました。

新商品・サービスの取組みとしましては、新財務会計システムの販売を開始し、13団体の案件を獲得した他、電子ブック作成・公開システム（AirLibro）を4団体に、スマートフォンを利用した子育て支援アプリを1団体に販売しました。

これらの結果、公共分野の売上高は92億94百万円、営業利益は6億67百万円となりました。

■産業分野の状況

産業分野におきましては、法制度改正に伴う対応として、リース業向けリーストータルシステム・介護支援システム・医事会計システムの改修を行いました。また、平成28年1月施行の番号制度に向けては、事業者が個人番号を安全に取り扱うための新たなサービスの検討を開始しました。当事業年度は、積極的な提案・販売活動を行った結果、医療機関向けシステムの受注が順調に進みましたが、その一方で、システム開発・導入案件の受注減少及び受注競争の激化や取引先のコスト削減に伴う価格の引き下げ要求により、特に流通業・製造業向けのソフトウェア開発・システム提供サービスにおきまして、前事業年度に引き続き、厳しい状況が続きました。

リース業向けリーストータルシステムでは、全国の地銀系リース会社へ更なる販売拡大及び新規顧客獲得に向けて積極的に営業活動を行った結果、2社から受注し、現在、稼働に向けた開発を進めております。

医療機関向け事業では、電子カルテシステムを中心とした病院業務の情報システム化が前事業年度に続き伸展しています。当事業年度は基幹系である電子カルテシステム・オーダーリングシステムを4病院へ導入した他、部門系では医事会計システム・医薬品在庫管理システム等を21病院へ導入しました。介護関連事業では、介護支援システムを中心に介護施設等28団体へ導入しました。

データセンターサービスでは、今後のクラウドサービスの需要増大を見据え、自社データセンターの電源設備等増強工事を行い、7月に、従来からの企業向けデータセンターサービスを大きく強化させた新クラウドサービス「AirCloudシリーズ」の提供を開始しました。今後、全国に向けて更に販売を拡大してまいります。

インターネット事業では、コンテンツ管理システムの導入を伴うWebサイト構築が前事業年度に続き伸展しており、当事業年度は3社から受注し、稼働に向けた開発を進めております。

これらの結果、産業分野の売上高は36億47百万円、営業損失は1億78百万円となりました。

■情報セキュリティを意識した新技術への対応と新サービスへの取組み

IDやパスワードの使い回しによる情報漏えい等の情報セキュリティ事故が増えており、技術的対策としてパスワードを補完する多要素認証の導入が進んでいます。当事業年度は多要素認証の対応としてマトリクス認証※1の開発を行い、実証実験を行いました。

また情報セキュリティ監査及び教育の新たなサービスの立ち上げに向けて、高度情報セキュリティ技術者の育成を行い、国際的な情報セキュリティ・プロフェッショナル資格であるCISSPの認証を受けました。

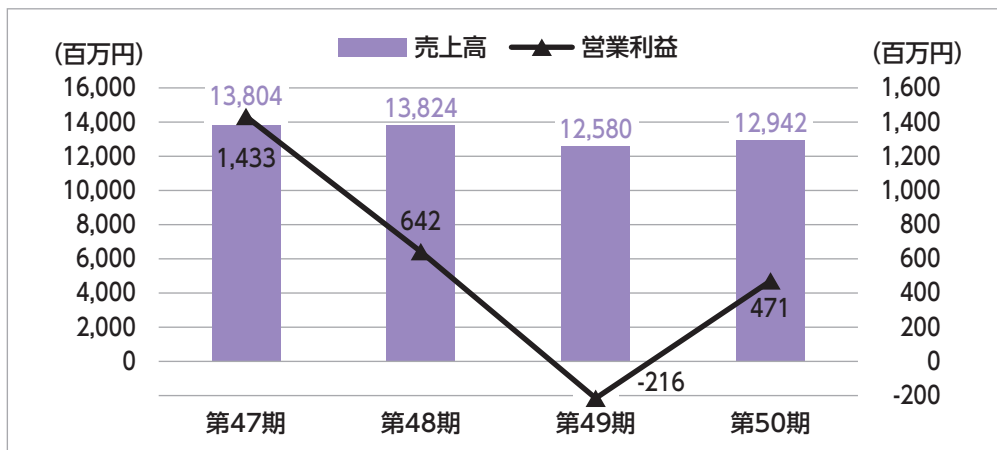
※1 使い捨てパスワードの一種であり、碁盤目状に並べたボタンを規則にしたがってクリックすることで認証する仕組み。ボタンの裏側には毎回違う値が設定されるため、認証の強度を高めることができる。

■当事業年度の業績

当事業年度は、産業分野において、受注不足により、売上が減少いたしました。公共分野において、番号制度対応等、利益率が高い法制度改正対応の受注・売上が順調に伸展したこと、また生産性向上に伴う原価低減により、前事業年度に対して増収増益となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は129億42百万円（前年同期比2.9%増）、営業利益は4億71百万円（前年同期は2億16百万円の営業損失）、経常利益は4億87百万円（前年同期は1億88百万円の経常損失）及び当期純利益は1億71百万円（前年同期は4億24百万円の当期純損失）となりました。

売上高・営業利益の推移



セグメント別売上高・営業利益

セグメント	売上高 (千円)	前事業年度比 (%)	セグメント利益 △は損失 (千円)	前事業年度比 (%)
公 共 分 野	9,294,977	111.9	667,063	—
産 業 分 野	3,647,250	85.3	△178,640	—
調 整 額	—	—	△17,036	—
合 計	12,942,228	102.9	471,386	—

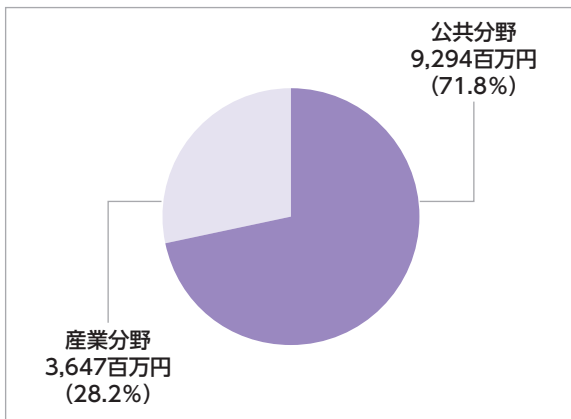
(注) セグメント利益又は損失の算定にあたり、営業費用の配賦方法を当社の経営管理手法により即したものとし、セグメント利益又は損失の実態をより明瞭に表示するために、当社の管理部門等のうち、報告セグメントに帰属しない費用については「調整額」に含めております。

業務の種類別売上高

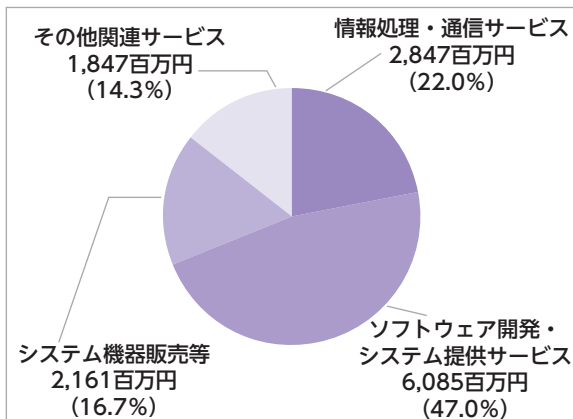
業 務 の 種 類	売上高 (千円)	前事業年度比 (%)	構成比 (%)
情 報 処 理 ・ 通 信 サ ー ビ ス	2,847,028	102.6	22.0
ソ フ ト ウ ェ ア 開 発 ・ シ ス テ ム 提 供 サ ー ビ ス	6,085,916	126.4	47.0
シ ス テ ム 機 器 販 売 等	2,161,596	72.2	16.7
そ の 他 関 連 サ ー ビ ス	1,847,686	92.6	14.3
合 計	12,942,228	102.9	100.0

(注) 業務の主な内容は、「(7) 主要な事業内容」をご覧ください。

セグメント別 売上高



業務の種類別 売上高



(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の総額は7億82百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

主 な 設 備 投 資 内 容	投 資 額 (百万円)
データセンター電源等改修工事	514
封入封緘機	32
仮想サーバサービス環境設備増強	22
クラウドサービス仮想サーバ設備	21
データセンター非常用発電機整備	17

(3) 資金調達状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額75億円の当座貸越契約を締結しており、当事業年度末における借入実行残高は32億14百万円であります。

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題	具体的な内容
① 商品・サービスの多様化とストックビジネスの拡販	商品構成及びサービスの多様化と、データセンターサービスを中心としたストックビジネスの拡販により、継続的かつ飛躍的に業績を拡大することができる体質を持った成長企業としての基盤を構築します。
② 協業・海外企業との連携強化	他社との協業による事業拡大と新規サービスの創出を進めるとともに、海外企業との連携を強化し、当社製品の海外販売や海外製品の国内販売を拡大します。
③ 積極的な人材育成による技術力の向上	積極的な人材育成により、高度情報セキュリティ技術者、システム開発技術者の技術力向上と、営業・管理部門の専門知識の向上を図り、サービス力・顧客対応力・提案力等の総合力を顧客及び業界から評価される企業を目指します。
④ 新技術の調査研究とサービス提供	ビッグデータ、オープンデータ※1、IoT (Internet of Things) 等の新技術の調査・研究を進め、ICT技術の進化に遅れることなく、顧客ニーズに適時応えることができる技術力の保持と迅速なサービス提供を目指します。
⑤ 次期総合行政情報システムの開発と提供	次期総合行政情報システムの開発を計画通り進め、高品質・高機能なシステム提供により、事業の持続的成長を進めます。

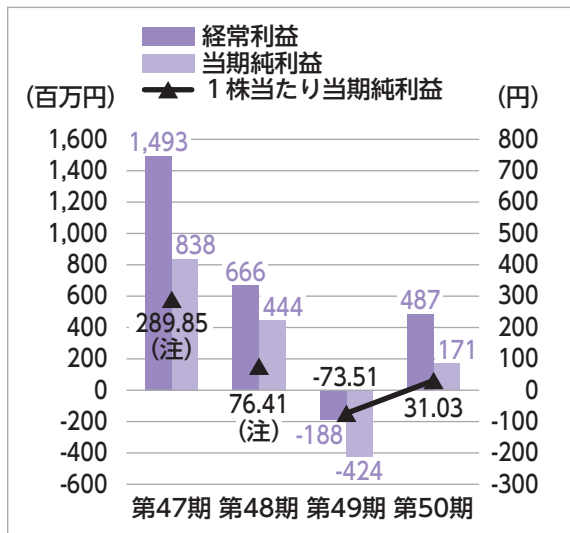
※1 特定のデータを一切の著作権、特許などの制限なしに、誰でも自由に使い再利用もでき、かつ再配布できるようなデータのこと。

(5) 財産及び損益の状況の推移

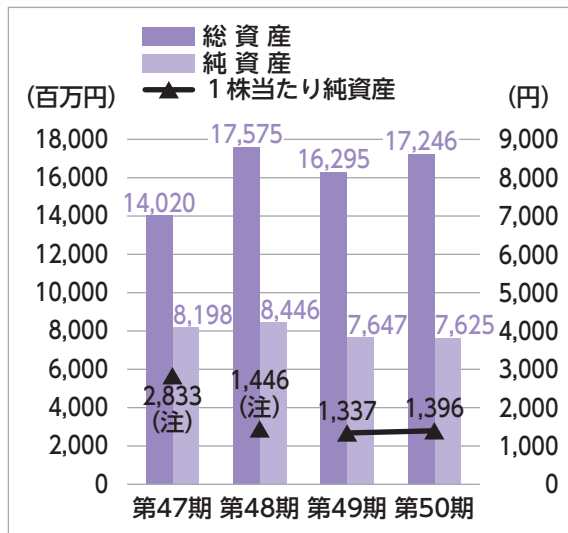
区 分	第47期 (平成24年3月期)	第48期 (平成25年3月期)	第49期 (平成26年3月期)	第50期 (平成27年3月期) (当事業年度)
売上高 (千円)	13,804,051	13,824,364	12,580,943	12,942,228
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	1,493,217	666,471	△188,384	487,808
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	838,713	444,231	△424,327	171,929
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	289.85	76.41	△73.51	31.03
総資産 (千円)	14,020,966	17,575,215	16,295,430	17,246,042
純資産 (千円)	8,198,121	8,446,393	7,647,108	7,625,592
1株当たり純資産額 (円)	2,833.19	1,446.99	1,337.70	1,396.68

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均の株式数により算出しております。
2. 当社は、平成24年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。従って第47期は、第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社は、平成24年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。従って第48期は、第48期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

経常利益・当期純利益・1株当たり当期純利益



総資産・純資産・1株当たり純資産



(注) 第47期及び第48期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、それぞれ前頁の(注)2及び(注)3に記載のとおり、各事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

各分野における事業内容は、以下のとおりです。

分 野	事 業 内 容
① 公共分野	主に地方公共団体及び関係する諸団体向けに、システム提供サービス、機器システム・用品販売、情報処理サービス及びデータセンターサービス等の各種サービスを提供しております。
② 産業分野	主に民間企業及び医療・福祉機関向けに、ソフトウェア開発、機器システム・用品販売、情報処理サービス及びデータセンターサービス等の各種サービスを提供しております。 また、一般個人向けにインターネットサービスも提供しております。

また、業務の種類別の事業内容は、以下のとおりです。

業 務 の 種 類	事 業 内 容
① 情報処理・通信サービス	ア. 情報処理サービス イ. インターネットサービス ウ. データセンターサービス
② ソフトウェア開発・システム提供サービス	ア. ソフトウェア開発 イ. システム提供サービス
③ システム機器販売等	ア. 機器システム・用品販売
④ その他関連サービス	ア. その他システム関連サービス イ. 機器賃貸・保守サービス

(8) 主要な営業所（平成27年3月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	長野県長野市	東 北 S S	宮城県仙台市
東 京 支 社	東京都中央区	北 関 東 S S	埼玉県さいたま市
新 潟 支 社	新潟県新潟市	佐 渡 S S	新潟県佐渡市
佐 久 支 社	長野県佐久市	上 越 S S	新潟県上越市
松 本 支 社	長野県松本市	山 梨 S S	山梨県中央市
飯 田 支 社	長野県飯田市	—	—

(注) SSは、サポートサービスセンターを指します。

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① セグメント別の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前事業年度末比増減
公共分野	435名（47名）	9名増（3名減）
産業分野	132名（8名）	増減なし（1名減）
セグメント計	567名（55名）	9名増（4名減）
全社（共通）	180名（40名）	5名減（8名増）
合計	747名（95名）	4名増（4名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます）であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員を指し、派遣社員は含みません）は、期中の平均人員を（）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門及びセグメントに含まれない開発・運用等の部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
747名（95名）	4名増（4名増）	39.9歳	16.1年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます）であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員を指し、派遣社員は含みません）は、期中の平均人員を（）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社八十二銀行	3,116,080
長野県信用組合	632,000
株式会社長野銀行	532,000
株式会社三井住友銀行	274,820

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,837,200株
- (3) 株主数 5,821名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
信 越 放 送 株 式 会 社	2,129,100	38.39
ト ー テ ッ ク ア メ ニ テ ィ 株 式 会 社	831,900	15.00
信 濃 毎 日 新 聞 株 式 会 社	289,200	5.21
電 算 従 業 員 持 株 会	219,600	3.96
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	120,000	2.16
株 式 会 社 長 野 銀 行	101,600	1.83
株 式 会 社 エ ス テ ー ト 長 野	92,000	1.65
野村信託銀行株式会社（電算従業員持株会専用信託口）	85,600	1.54
東 芝 ソ リ ュ ー シ ョ ン 株 式 会 社	72,000	1.29
長 野 県 信 用 組 合	60,000	1.08

- (注) 1. 当社は、自己株式を291,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式（291,800株）には、電算従業員持株会専用信託口が保有する当社株式（85,600株）を含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成27年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	轟 一 太	株式会社メイツ長野社外取締役 株式会社長野県カルチャーセンター社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役
代表取締役専務	熊 原 昭 夫	
取 締 役	清 水 誠 一	公共事業本部担当公共事業本部長 株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役
取 締 役	石 丸 美 枝	経理・財務担当
取 締 役	河 井 聡 司	ビジネス事業本部担当兼データセンター担当ビジネス事業本部長兼データセンター長
取 締 役	丸 山 沢 水	管理本部担当兼経営企画本部担当兼情報開示担当管理本部長
取 締 役	小 林 秀 明	東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役 帝京大学冲永総合研究所教授
取 締 役	小 根 山 克 雄	信越放送株式会社代表取締役社長 株式会社エステート長野代表取締役社長 長野カントリー株式会社代表取締役社長 株式会社長野県カルチャーセンター代表取締役副社長 株式会社ながのアド・ビューロ社外取締役 株式会社ながのコミュニティ放送社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役 株式会社まちづくり長野社外取締役
常 勤 監 査 役	小 林 賢 一	
監 査 役	猪 股 征 一	信濃毎日新聞株式会社監査役
監 査 役	増 田 英 敏	専修大学法学部教授・大学院法学研究科教授 増田法律事務所所長
監 査 役	小 出 貞 之	宮坂ホールディングス株式会社社外監査役 宮坂醸造株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 小林秀明氏及び取締役 小根山克雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 猪股征一氏、増田英敏氏及び小出貞之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 増田英敏氏は、大学等における税法分野に関する研究及び教授等を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 小林秀明氏並びに監査役 猪股征一氏、増田英敏氏及び小出貞之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。
- (a) 就任
平成26年6月26日開催の第49期定時株主総会において、新たに河井聡司氏及び丸山沢水氏が取締役に選任され、同日就任しました。
- (b) 地位及び担当の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
熊原昭夫	代表取締役専務 ビジネス事業本部担当	代表取締役専務	平成26年6月26日
清水誠一	取締役公共事業本部担当兼 データセンター担当 公共事業本部長	取締役公共事業本部担当 公共事業本部長	平成26年6月26日
石丸美枝	取締役経営企画本部担当兼 技術開発センター担当兼 情報開示担当 経営企画本部長	取締役経理・財務担当	平成26年6月26日

(c) 退任

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
新津輝一	平成26年6月26日	任期満了	管理本部担当管理本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	9名（2名）	119,080千円（9,180千円）
監査役（うち社外監査役）	4名（3名）	20,280千円（6,120千円）

- (注) 1. 上記には、平成26年6月26日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

- ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

① 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の重要な兼職の状況

会社における地位	氏名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役	小林 秀明	帝京大学冲永総合研究所教授であります。なお、当社は帝京大学冲永総合研究所との間に特別な関係はありません。	東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役であります。なお、当社は東洋製罐グループホールディングス株式会社との間に特別な関係はありません。
取締役	小根山 克雄	信越放送株式会社代表取締役社長、株式会社エステート長野代表取締役社長、長野カントリー株式会社代表取締役社長及び株式会社長野県カルチャーセンター代表取締役副社長であります。なお、当社は信越放送株式会社及び長野カントリー株式会社との間に機器システム・用品販売等の取引関係、株式会社エステート長野及び株式会社長野県カルチャーセンターとの間にインターネットサービス等の取引関係があります。	株式会社ながのアド・ビューロ、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ及び株式会社まちづくり長野の社外取締役であります。なお、当社は株式会社ながのアド・ビューロとの間に機器システム・用品販売等の取引関係、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ及び株式会社まちづくり長野との間にインターネットサービス等の取引関係があります。 また、株式会社ながのコミュニティ放送の社外取締役であります。なお、当社は株式会社ながのコミュニティ放送との間に特別な関係はありません。

会社における地位	氏 名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監 査 役	猪 股 征 一	該当事項はありません。	該当事項はありません。
監 査 役	増 田 英 敏	専修大学法学部・大学院法学研究科教授及び増田法律事務所所長であります。なお、当社は専修大学ならびに増田法律事務所との間に特別な関係はありません。	該当事項はありません。
監 査 役	小 出 貞 之	該当事項はありません。	宮坂ホールディングス株式会社及び宮坂醸造株式会社の社外監査役であります。なお、当社は前2社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏 名	取締役会（17回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取 締 役	小 林 秀 明	14	82	—	—
取 締 役	小 根 山 克 雄	15	88	—	—
監 査 役	猪 股 征 一	16	94	12	92
監 査 役	増 田 英 敏	13	76	11	85
監 査 役	小 出 貞 之	17	100	13	100

(注) 1. 取締役会における発言状況

- (a) 各社外取締役は、当社の経営全般に対し意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- (b) 各社外監査役は、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

2. 監査役会における発言状況

各社外監査役は、監査役会において、当社の内部監査等について適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年4月15日開催の取締役会で、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - ア. 当社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「コンプライアンス・ポリシー」を定め、これを取締役及び従業員に周知徹底させます。
 - イ. 当社のコンプライアンスに関する体制は、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当役員とし、経営企画部をコンプライアンス担当部署とします。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
 - ア. 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び取締役を決裁者とする稟議書などの取締役の職務執行に係る文書については、法令・社内規程に従い、適切に保存及び管理を行います。

また、情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」に従い対応します。

- ③ 当社のリスクの管理に関する規程その他の体制について
 - ア. 当社は、管理部門担当取締役をリスク管理担当役員とし、経営企画部をリスク管理担当部署として、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理を実施します。
 - イ. 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、内部監査を実施します。内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を見直し、必要があれば監査方法の改訂等を行います。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- ア. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、「取締役会規程」により定められている事項及びその付議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守します。
- イ. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向けて具体策を策定・実行します。また、毎月予算実績報告を取締役に報告し、全社及び各部門の目標の達成状況を検証します。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制について
- ア. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について
- (1) 当社は、経営企画部を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握します。
- (2) 子会社における経営上の重要な案件を、当社への合議・承認が必要となる事項として定め、関係書類の提出を求めるなど、事前協議の上、意思決定を行います。
- (3) 子会社における業務執行状況及び決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認します。
- イ. 子会社のリスクの管理に関する規程その他の体制について
- (1) 子会社のリスクについては、子会社管理部署が、当社グループ全体のリスクの把握・管理を行います。グループ各社は、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社のリスク管理担当役員及び子会社管理部署に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制を整備します。

ウ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 子会社管理について、子会社管理部署が子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業及び経営の両面から子会社を指導・育成します。
- (2) 子会社管理部署は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書などの経営内容、予算実績対比等の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握します。また、子会社管理部署は、子会社の決算損益等を定期的に当社取締役会に報告します。

エ. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を当社グループ全体のコンプライアンス基本方針とし、コンプライアンスに関する規程及び関連規程に基づき、当社グループ内の子会社におけるコンプライアンス推進を支援します。
- (2) 当社取締役及び従業員を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施します。
- (3) 当社の内部監査部門が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施します。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項について

- ア. 監査役を補助すべき従業員については、管理部門担当取締役が監査役の意見を十分に検討し、必要に応じて人員を配置します。
- イ. 監査役を補助すべき従業員の人事異動については、監査役と管理部門担当取締役が協議し、決定します。

⑦ 当社の監査役の前号の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- ア. 監査役を補助すべき従業員は当社の就業規則に従いますが、当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議の上、実施します。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制について

ア. 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制について

(1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、全社幹部会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとします。

(2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

イ. 子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制について

(1) 当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または従業員にその説明を求めることとします。

(2) 子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実その他重要な事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役に報告します。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

ア. 「公益通報の取扱いに関する規程」において、通報窓口は通報・相談の受付、事実確認及び調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社または子会社の社内規程に従い処分を科します。

また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱い（降格、減給、解雇、派遣労働者の交代、労働者派遣契約の解除等）を禁止しています。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について
 - ア. 取締役は監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を措置します。

- ⑪ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - ア. 取締役及び従業員は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を高めるため、監査役の監査に協力します。
 - イ. 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催し、また内部監査室と連携を図り、効果的な監査業務を遂行します。

- ⑫ 当社の財務報告の適正性を確保するための体制の整備について
 - ア. 当社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従い、財務報告に係る具体的な内部統制の整備及び運用を定め、財務報告の信頼性及び適正性を確保します。

- ⑬ 当社及び子会社から成る企業グループにおける反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容について
 - ア. 当社グループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもちません。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。
 - イ. 当社グループは、反社会的勢力についての理解を深め、関係を排除するための対応及び毅然とした対応ができるよう、定期的に社内教育を行います。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付が行われる場合、当該行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の事業及び財務の内容ならびに当社の企業価値を理解し、当社の企業価値の源泉を中長期的に確保・向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されることとなります。また、当社株式の大量買付を行う提案を受けた際、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、そのために必要な情報や時間が確保されないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されることとなります。

当社は、そのような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社においては、「Reams（リームス）」に代表される当社の技術・知識・ノウハウが最大限活かされて開発された各種ソフトウェア資産、技術・知識・ノウハウが蓄積された人材、お客様密着型の企業文化、提携ビジネスパートナーとの協働関係の確立、及び独立系情報サービス企業であることなどが、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の源泉であると考えております。当社は、これらの企業価値の源泉を踏まえ、成長企業としての基盤構築、積極的な人材育成による技術力の向上、次期システムの研究開発及び設備投資、システム開発の品質・生産性向上といった諸施策を実行していくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化として、取締役の任期を1年とし、また社外取締役及び社外監査役のうち4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。このような役員体制のもと、毎月定例的に開催する取締役会では、各社外取締役及び社外監査役は、取締役会の重要な意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担うなど、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化を図っております。なお、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務遂行状況を監査するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性を高めております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年10月30日開催の取締役会の決議に基づき、「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）を導入いたしました（以下「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否か、及び、対抗措置を発動するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下のア.ないしウ.のいずれかに該当し、またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ア. 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- イ. 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ウ. 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します（なお、止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、最大30日間延長することができます。）。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動または対抗措置発動の可否等につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動に関する会社法上の機関としての決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。対抗措置発動の可否等につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。当社が本プランに基づき発動する大量買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款上認められている措置とします。対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとし、

当社は、平成26年10月30日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本プランを導入することを決議し、公表いたしました。

本プランにおいては、当初の有効期間は、本総会終結時までとし、本総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をお諮りさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本プランは、更に、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続されるものとされています。

なお、本プランの詳細については、本株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第4号議案（54頁から78頁）及びインターネット上の当社ホームページ掲載の平成26年10月30日付のプレスリリース「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入について」（<http://www.ndensan.co.jp/ir/press.htm>）をご覧ください。

④ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

②に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、②に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、上記①に記載した当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動もしくは不発動または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができることとされていること、本プランの当初の有効期間は本定時株主総会の時までであり、また、本定時株主総会において本プランの継続についての当社株主の皆様のご承認をいただいた場合の本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、上記①に記載した当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつに位置付けた上で、経営体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の確保及び毎期の業績に基づき配当政策を実施することを基本方針としております。

また、中間配当及び期末配当の年2回の配当を実施することを基本方針とし、配当性向は20%～30%を目標にしております。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

② 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、当社の財政状態及び番号制度をはじめとする法制度改正対応などの今後の業績見込みを総合的に勘案して、平成27年5月13日開催の取締役会決議により、以下のとおりとさせていただきます。

ア. 配当財産の種類

金銭といたします。

イ. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当17円といたします。

この場合の配当総額は94,271,800円となります。

また、平成26年12月8日に、1株につき17円の中間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株につき34円となります。

ウ. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月10日といたします。

(注) 本事業報告中の記載数字の金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,880,431	流 動 負 債	6,810,005
現金及び預	1,534,835	買掛金	1,031,485
受取手形	4,982	短期借入金	3,214,000
売掛資産	4,867,315	1年内返済予定長期借入金	317,040
リース投資資産	651,636	リース債務	277,873
商品	46,927	未払金	754,548
仕掛品	288,585	未払費用	90,068
材料及び貯蔵品	32,375	未払法人税等	78,637
前払費用	64,583	未払消費税等	262,786
繰延税金資産	284,495	前受り金	25,184
その他金	106,185	賞与引当金	79,408
貸倒引当金	△1,491	製品保証引当金	674,089
固 定 資 産	9,365,611	製品保証の	2,582
有 形 固 定 資 産	7,591,574	固定負債	2,298
建物	5,271,150	長期借入金	2,810,445
構築物	70,797	リース債務	1,169,520
機械及び装置	72,247	退職給付引当金	463,609
車両運搬具	3,143	退職給付引当金	1,176,909
工具、器具及び備品	360,382	資産除去債務	405
土地	360,382	負 債 合 計	9,620,450
リース資産	75,116	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	5,890	株主資本	7,064,365
無 形 固 定 資 産	230,848	資本金	1,395,482
ソフトウェア	138,493	資本剰余金	1,058,068
リース資産	9,063	資本準備金	1,044,925
ソフトウェア仮勘定	67,709	その他資本剰余金	13,143
その他	15,583	利 益 剰 余 金	5,407,013
投 資 其 他 の 資 産	1,543,188	利益準備金	87,500
投資有価証券	1,197,902	その他利益剰余金	5,319,513
破産更生債権等	251	別途積立金	4,260,000
長期前払費用	771	繰越利益剰余金	1,059,513
繰延税金資産	226,423	自 己 株 式	△796,199
その他	128,265	評価・換算差額等	561,227
貸倒引当金	△10,426	その他有価証券評価差額金	561,227
資 産 合 計	17,246,042	純 資 産 合 計	7,625,592
		負債及び純資産合計	17,246,042

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		12,942,228
売 上 原 価		7,953,214
売 上 総 利 益		4,989,013
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,517,627
営 業 利 益		471,386
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,755	
助 成 金 収 入	25,592	
為 替 差 益	2,897	
そ の 他	3,722	39,967
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,136	
そ の 他	1,409	23,546
経 常 利 益		487,808
特 別 損 失		
減 損 損 失	106,767	106,767
税 引 前 当 期 純 利 益		381,040
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	74,000	
法 人 税 等 調 整 額	135,111	209,111
当 期 純 利 益		171,929

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社電算

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 尾関 純 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 弘典 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電算の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

株式会社 電算 監査役会

常勤監査役 小林 賢一 ㊟

社外監査役 猪股 征一 ㊟

社外監査役 増田 英敏 ㊟

社外監査役 小出 貞之 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

当社は、平成26年10月30日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、その有効期限は本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続することを決議いたしましたが、買収防衛策の採用及びそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、かかる買収防衛策の導入等のプロセスとして、株主の皆様のご承認をいただくことが重要であると考えております。

そこで、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させるために、買収防衛策の導入、継続及び廃止を株主総会決議事項とすべく変更案第49条（買収防衛策の導入等）を新設するものであります。また、買収防衛策の一環として対抗措置を発動する場合にも、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させることが可能となるように、買収防衛策としての新株予約権無償割当て等を、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議で行うことも可能とする変更案第50条（対抗措置発動等の決定機関）を新設するものであります。

また、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第32条（取締役の責任免除）及び第42条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第32条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第31条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>	<p>第1条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>
<p>第33条～第41条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>	<p>第33条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>
<p>第43条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第43条～第48条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 買取防衛策</p> <p style="text-align: center;">(買取防衛策の導入等)</p> <p><u>第49条 買取防衛策の導入、継続および廃止は、株主総会の決議または取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p><u>2. 前項に定める買取防衛策の導入、継続および廃止とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続きおよびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。</u></p> <p style="text-align: center;">(対抗措置発動等の決定機関)</p> <p><u>第50条 当社は、前条に規定する買取防衛策の定めるところにより、新株予約権無償割当てその他の法令および定款により取締役会の権限として認められている措置をとる場合または大量買付行為に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い行うことができる。</u></p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役 轟一太、熊原昭夫、清水誠一、石丸美枝、河井聡司、丸山沢水、小林秀明及び小根山克雄の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1 再任	轟一太 (昭和21年1月18日生)	昭和44年3月 信越放送株式会社入社 平成12年6月 同社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 当社専務取締役 平成20年6月 当社代表取締役専務 平成23年6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社メイツ長野社外取締役 株式会社長野県カルチャーセンター社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コ ミュニティ社外取締役	15,500株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2 再任	くま はら あき お夫 熊 原 昭 夫 (昭和24年9月11日生)	昭和56年1月 当社入社 平成18年4月 当社管理本部長兼経営企画部長 平成19年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役管理本部担当兼情報開示担当管理本部長兼経理部長 平成23年6月 当社専務取締役 平成24年6月 当社代表取締役専務ビジネス事業本部担当 平成26年6月 当社代表取締役専務 平成27年4月 当社代表取締役専務ビジネス事業本部担当(現任)	4,200株
3 再任	し みず せい いち 清 水 誠 一 (昭和27年6月27日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年4月 当社管理本部総務人事部長 平成21年6月 当社取締役公共事業本部担当公共事業本部長 平成25年6月 当社取締役公共事業本部担当兼データセンター担当公共事業本部長 平成26年6月 当社取締役公共事業本部担当公共事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役	3,000株

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4 再任	いし　　まる　　み　　え 石　　丸　　美　　枝 (昭和44年11月2日生)	平成9年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成15年4月 公認会計士登録 平成23年4月 当社入社 平成23年5月 税理士登録 平成24年6月 当社取締役経理・財務担当 平成25年1月 当社取締役経営企画本部担当兼情報開示担当経営企画本部長 平成25年6月 当社取締役経営企画本部担当兼技術開発センター担当兼情報開示担当経営企画本部長 平成26年6月 当社取締役経理・財務担当（現任）	1,200株
5 再任	かわ　　い　　さと　　し 河　　井　　聡　　司 (昭和38年3月13日生)	昭和60年4月 当社入社 平成21年4月 当社公共事業本部公共ソリューション3部長 平成22年4月 当社公共事業本部公共ソリューション1部長 平成24年4月 当社公共事業本部公共統括部長 平成25年4月 当社ビジネス事業本部長 平成26年4月 当社ビジネス事業本部長兼データセンター長 平成26年6月 当社取締役ビジネス事業本部担当兼データセンター担当ビジネス事業本部長兼データセンター長 平成27年4月 当社取締役技術推進本部担当兼データセンター担当技術推進本部長兼データセンター長（現任）	1,300株

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数			
6 再任	まる 丸	やま 山	たく 沢	み 水	(昭和37年2月12日生)	昭和60年4月 当社入社 平成19年12月 当社内部監査室長 平成25年4月 当社管理本部人事部長 平成26年6月 当社取締役管理本部担当兼経営企画本部担当兼情報開示担当管理本部長(現任)	600株
7 再任	こ 小	ばやし 林	ひで 秀	あき 明	(昭和20年12月19日生)	昭和43年4月 外務省入省 昭和63年7月 在オーストラリア日本国大使館参事官 平成4年1月 在ポーランド日本国大使館公使 平成7年4月 総理府事務官 公正取引委員会事務局官房審議官 平成9年8月 在アメリカ合衆国日本国大使館特命全権公使 平成12年2月 国際連合日本政府代表部特命全権大使 平成13年4月 儀典長 平成14年10月 東宮侍従長 平成17年11月 在タイ日本国大使館特命全権大使 平成20年10月 内閣府迎賓館館長 平成23年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役 帝京大学冲永総合研究所教授	1,400株

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8 再任	お ね やま かつ お 小 根 山 克 雄 (昭和18年2月25日生) 社外取締役候補者	昭和40年3月 信越放送株式会社入社 平成9年6月 同社取締役東京支社長 平成13年6月 同社常務取締役東京支社長 平成16年6月 同社専務取締役営業本部長 平成17年6月 同社代表取締役専務 平成22年6月 同社代表取締役副社長 平成23年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成23年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 信越放送株式会社代表取締役社長 株式会社エステート長野代表取締役社長 長野カントリー株式会社代表取締役社長 株式会社長野県カルチャーセンター代表取締役副 社長 株式会社ながのアド・ビューロ社外取締役 株式会社ながのコミュニティ放送社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コ ミュニティ社外取締役 株式会社まちづくり長野社外取締役	2,200株

- (注) 1. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成27年3月31日時点における株式数
で記載しております。
2. 取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- ① 取締役候補者 轟一太氏は、株式会社メイツ長野社外取締役、株式会社長野県
カルチャーセンター社外取締役、株式会社インフォメーション・ネットワーク・
コミュニティ社外取締役を兼務しております。当社は株式会社メイツ長野との
間に人材派遣等に関する取引関係、株式会社長野県カルチャーセンターとの間
にインターネットサービス等の取引関係、株式会社インフォメーション・ネッ
トワーク・コミュニティとの間に情報処理サービス等の取引関係があります。

- ② 取締役候補者 清水誠一氏は、株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役を兼務しております。当社は株式会社諏訪広域総合情報センタとの間にシステム提供サービス等の取引関係があります。
- ③ 取締役候補者 小根山克雄氏は、信越放送株式会社代表取締役社長、株式会社エスレート長野代表取締役社長、長野カントリー株式会社代表取締役社長、株式会社長野県カルチャーセンター代表取締役副社長、株式会社ながのアド・ビューロ社外取締役、株式会社ながのコミュニティ放送社外取締役、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役及び株式会社まちづくり長野社外取締役を兼務しております。当社は信越放送株式会社、長野カントリー株式会社及び株式会社ながのアド・ビューロとの間に機器システム・用品販売等の取引関係、株式会社エスレート長野、株式会社長野県カルチャーセンター、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ及び株式会社まちづくり長野との間にインターネットサービス等の取引関係があります。なお、当社は株式会社ながのコミュニティ放送との間に特別な利害関係はありません。
- ④ その他の候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者 小林秀明氏及び小根山克雄氏は、社外取締役の候補者であります。当社は小林秀明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、小林秀明氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
- 小林秀明氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、国際政治経済についての長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- 小根山克雄氏につきましては、会社経営に関する豊富な経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
小林秀明氏及び小根山克雄氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は小林秀明氏及び小根山克雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限定額としております。なお、小林秀明氏及び小根山克雄氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、基本的に特別な利害関係を有しておらず、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有している方を、社外取締役に選任する方針であります。また、利害関係を有している場合でも、重要性等を検討し、客観的視点から当社経営に対し提言をいただける方を、社外取締役に選任する方針であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 小林賢一、猪股征一、増田英敏の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役 小林賢一氏及び猪股征一氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1 新任	せき 関 や 谷 ひで 秀 よ 世 (昭和30年11月8日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年4月 当社経営企画部長 平成24年4月 当社品質監理室長 平成25年1月 当社品質監理部長 平成27年4月 当社品質監理部シニアチーフ (現任)	800株
2 再任	ます 増 だ 田 ひで 英 とし 敏 (昭和31年3月8日生) 社外監査役候補者	平成4年4月 拓殖大学商学部助教授 平成5年3月 ワシントン州立大学ロースクール 客員研究員 平成11年6月 慶応大学法学博士 平成12年4月 拓殖大学商学部教授 平成13年3月 ハワイ州立大学ビジネススクール 客員研究員 平成15年4月 専修大学法学部教授・大学院法学 研究科教授 (現任) 平成22年3月 弁護士登録 増田法律事務所所長 (現任) 平成23年6月 当社監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 専修大学法学部教授・大学院法学研究科教授 増田法律事務所所長	1,400株

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3 新任	なか 中 むら 村 しげ 重 かず 一 (昭和24年11月29日生) 社外監査役候補者	昭和47年4月 信濃毎日新聞株式会社入社 平成23年3月 同社常務取締役松本本社代表 平成25年3月 同社専務取締役 平成26年3月 同社代表取締役専務 (現任) (重要な兼職の状況) 信濃毎日新聞株式会社代表取締役専務	—

(注) 1. 各監査役候補者の所有する当社の株式数は、平成27年3月31日時点における株式数で記載しております。

2. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 監査役候補者 増田英敏氏及び中村重一氏は、社外監査役の候補者であります。

当社は増田英敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、増田英敏氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

また、中村重一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、中村重一氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由について

増田英敏氏につきましては、法学部教授及び弁護士として企業法務及び税法に精通しており、これらの高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

中村重一氏につきましては、会社経営者としての豊富な経験ならびに経営に関する高い見識と監督能力を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

5. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

増田英敏氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

6. 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は増田英敏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限定額としております。なお、増田英敏氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

また、中村重一氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、基本的に特別な利害関係を有しておらず、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有している方を、社外監査役に選任する方針であります。また、利害関係を有している場合でも、重要性等を検討し、客観的視点から当社経営に対し提言をいただける方を、社外監査役に選任する方針であります。

第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成26年10月30日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、公表いたしました。

本プランにおいては、当初の有効期間は、本総会終結の時までとなっておりますが、当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、本総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をお諮りさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本プランは、更に、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続することを決議し、公表いたしました。

つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、承認可決後の定款第49条第1項の定めに基づき、本プランを継続することにつき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの内容は以下のとおりであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付が行われる場合、当該行為が当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社においては、「Reams（リームス）」に代表される当社の技術・知識・ノウハウが最大限活かされて開発された各種ソフトウェア資産、技術・知識・ノウハウが蓄積された人材、お客様密着型の企業文化、提携ビジネスパートナーとの協働関係の確立及び独立系情報サービス企業であること等が、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の源泉であると考えております。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の事業及び財務の内容ならびに当社の企業価値を理解し、当社の企業価値の源泉を中長期的に確保・向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されることとなります。また、当社株式の大量買付を行う提案を受けた際、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、そのために必要な情報や時間が確保されないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されることとなります。

当社は、そのような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の必要性について

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして適当でない者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続されるものです。

Iにおいて述べましたとおり、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、必要な情報や時間を確保した上で、当社取締役会から株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とし、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

なお、当社の筆頭株主である信越放送株式会社（以下「信越放送」といいます。）は、平成27年3月31日現在で当社株式の36.47%を保有しております。信越放送は、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、本プランにおける対象にしておりませんが、財務及び事業の方針に関しては相互に独立した意思決定を行っており、信越放送が今後も当社株式を保有し続けることについて、信越放送との間で契約等が存在しておらず、将来、信越放送の事情により当社の株式を売却し、当社株式の流動性が増す可能性は否定できません。従いまして、今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうような大量買付行為がなされた場合には、株主の皆様が当該大量買付行為についての条件・方法等について検討し、また当社取締役会による意見・代替案作成等のために、必要かつ十分な情報や検討時間を確保する必要があると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、大量買付行為が行われた際における情報提供及び検討時間の確保等に関する一定のルールを設定し、Iにおいて述べました会社支配に関する基本方針に照らして適当でない者によって大量買付行為が行われる場合の対応方針を含めた買収防衛策が引き続き必要不可欠であると考えております。

なお、当社は、現時点において、特定の第三者から大量買付行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

イ. 本プランの趣旨

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、II 2. (2)において定義する大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

ロ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否か及び、③対抗措置を発動するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、独立委員会規則（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。独立委員会の委員は3名以上とし、現在設置している独立委員会委員である社外取締役の小林 秀明氏、社外監査役の小出 貞之氏及び社外有識者の角田 大憲氏の3名は、本プランの継続後も独立委員会委員に就任する予定です。（略歴につきましては、別紙2をご参照ください。）

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとし、

本プランは、当社取締役会の決議に先立ち独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとする事により、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されています。

なお、当社取締役会が諮問する、かかる対抗措置の具体的内容につきましてはII 2.(9)をご参照ください。

(2) 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等¹に関する大量買付者の株券等保有割合²が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得³
- ②当社が発行者である株券等⁴に関する大量買付者の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得⁷
- ③当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為⁸

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本議案において別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本議案において同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)大量買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大量買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を取得すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本議案において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、大量買付者の特別関係者とみなします。以下本議案において同じとします。

7 買付その他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

8 当該大量買付者が当該他の株主との間で行う株券等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び同条第6項にかかる共同保有者に該当することとなる行為の一切をいいます。

(3) 情報提供の要求

大量買付行為を行う大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（大量買付者の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）及び当該署名または捺印を行った代表者の資格証明（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、大量買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（大量買付者が当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報のリストを含みます。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、本必要情報等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。なお、意向表明書及び買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大量買付者及びそのグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大量買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券（以下「当社有価証券」といいます。）、過去60日間において大量買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大量買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為及び関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。）

- ④大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤大量買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑨その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。この場合、当社取締役会は、本プランに定める手続の迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大量買付者の回答に期限を設定する場合があります。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じてその期限を延長することができるものとします。

当社取締役会は、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

当社取締役会または独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社取締役会は、直ちにその旨を開示いたします。

(4) 取締役会による意見、代替案等の提示

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の当社取締役会による検討期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間及びその延長期間が必要とされる理由を、直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

(5) 独立委員会による評価、検討

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとしします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて株主の皆様に対し、速やかに情報開示を行います。

(6) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、取締役会評価期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとしします。

イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断したときは、独立委員会は、対抗措置の発動を勧告し、または対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきであると勧告することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

① 次の a. ないし d. までの掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合

- a. 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為

c. 会社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

②強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合

③大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合

④大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適當な大量買付行為である場合

⑤大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑥その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

当社取締役会は、当該大量買付行為が以上の類型に準ずると認められる場合には、当該大量買付行為に反対しこれを中止することを求めるか否かにつき、独立委員会の勧告を経た上で株主総会において株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させるべきでないことが明白である場合その他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会は、かかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

(7) 当社取締役会による決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動の決議または株主総会招集の決議その他必要な決議等を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から対抗措置の発動の勧告を受けた上で当社取締役会が株主総会にこれを諮るべきと判断した場合その他必要な場合には、株主総会招集の決議を行い、原則として当該決議の日より最長60日以内に当社株主総会を開催し、対抗措置を発動するか否か等についてお諮りすることとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。なお、大量買付者は、当社取締役会（対抗措置の発動等について株主総会に諮る場合には株主総会）が、発動または不発動の決議等を行い、当社がその決議内容を開示するまでは、大量買付行為を行うことができないものとします。

(8) 対抗措置発動の中止等について

当社取締役会は、①大量買付行為が撤回された場合や、②大量買付者による本必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと当社取締役会または独立委員会が判断した場合、③その他対抗措置を発動すべき旨の独立委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、その決議により、対抗措置発動の中止または変更を行うことができるものとします。ただし、当社取締役会は、対抗措置発動の中止を決議する際には独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切に開示します。

上記②の場合には、原則として、従前の本必要情報を前提とする大量買付行為について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大量買付行為について、変更前とは別個の大量買付行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(9) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款上認められている措置とします。大量買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、別紙3のとおりです。

3. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランの設定時点においては、新株予約権無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様の権利関係に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権無償割当て等の対抗措置を発動することがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会決議または株主総会決議において定める割当日現在の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられ、かかる株主の皆様は、新株予約権無償割当ての割当日において当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。新株予約権無償割当ての仕組上、当社株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、本プランに違反した大量買付者及び当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者については、法的権利または経済的権利において損失を被る場合があります。

当社取締役会または株主総会が対抗措置として新株予約権無償割当ての実施を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権無償割当てを中止し、また無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、対抗措置の発動に関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 本プランの有効期間等

本プランは、本総会において、本議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、その有効期間は、平成30年3月期にかかわる定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、取締役会は、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本プランの内容を変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

5. 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成27年5月27日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

III. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の状態の維持を目的とするものでないこと及びその理由

(1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値及び株主共同の利益が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の状態の維持を目的とするものでないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと考えております。

イ. 買収防衛策に係る指針の要件を充足していること本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも配慮したものとなっております。

ロ. 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、本プランの有効期間を、本総会において議案が可決された時から、平成30年3月期にかかわる定時株主総会終結の時までとしております。さらに、Ⅱ4.記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止することが決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

ハ. 独立性のある社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除するために、発動及び変更等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者から構成される独立委員会により行われることとされています。実際に当社に対して大量買付行為がなされた場合には、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、Ⅱ 2.(6)に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ. 外部専門家等の意見の取得

Ⅱ 2.(5)に記載のとおり、独立委員会は、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ヘ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

Ⅱ 4.に記載のとおり、本プランは、大量買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であることから、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者（(i)及び(ii)についてはその補欠者を含む。）の中から、当社取締役会が選任する。(iii)社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、選任の際の当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、当社取締役会による諮問を受けた場合には、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①対抗措置の発動または不発動（対抗措置を発動するか否かについての株主総会への決議の実施を含む）
 - ②対抗措置の中止またはそれらに類する事項
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ①本プランの対象となる大量買付行為への該当性の判断
 - ②大量買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
 - ④当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤取締役会評価期間の延長の決定
 - ⑥大量買付者の大量買付行為に反対しこれを中止することを求めるか否かについての株主総会への付議の実施
 - ⑦本プランの修正または変更の承認
 - ⑧その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨当社取締役会が別途独立委員会の行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書記載の情報その他提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書記載の情報その他本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対し、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明及び帳票類の提出を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
- ・独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員の略歴

本プラン継続時の独立委員会委員は、以下の3名を予定しております。

小林 秀明（こばやし ひであき）

【略歴】

昭和20年12月生

昭和43年4月 外務省入省

昭和63年7月 在オーストラリア日本国大使館参事官

平成4年1月 在ポーランド日本国大使館公使

平成7年4月 総理府事務官 公正取引委員会事務局官房審議官

平成9年8月 在アメリカ合衆国日本国大使館特命全権公使

平成12年2月 国際連合日本政府代表部特命全権大使

平成13年4月 儀典長

平成14年10月 東宮侍従長

平成17年11月 在タイ日本国大使館特命全権大使

平成20年10月 内閣府迎賓館館長

平成23年6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役（現任）
当社社外取締役（現任）

小林 秀明氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

小出 貞之（こいで さだゆき）

【略 歴】

昭和 22年 6月生

昭和 45年 4月 株式会社八十二銀行入行

平成 12年 6月 同行 執行役員企画部長

平成 14年 6月 同行 常務執行役員諏訪支店長

平成 16年 6月 同行 常務取締役

平成 19年 6月 同行 代表取締役副頭取

平成 23年 4月 長野経済研究所理事長

平成 25年 6月 当社監査役（現任）

小出 貞之氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される当社社外監査役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第 436 条の 2 に定める独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

角田 大憲 (つのだ だいけん)

【略 歴】

昭和 42年 1月生

平成 6年 4月 東京弁護士会登録

森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）所属

平成 13年 1月 同事務所パートナー

平成 15年 3月 中村・角田法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）参画、
パートナー（現任）

平成 20年 4月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
監査役

平成 22年 4月 同社取締役（現任）

角田 大憲氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1.新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3.発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5.新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6.新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権を行使することができないものとする。

- ①大量買付者または大量買付者のグループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）
- ②外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記8.に従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。）
- ③大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）

7.新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- (2) 当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
 - ① 大量買付者または大量買付者のグループに属する者
 - ② 取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）
- (3) 前項に定める取得日以降において、大量買付者または大量買付者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、前項②に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、取得日より後の日であって取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- (4) (1)ないし(3)のほか、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、新株予約権無償割当て決議において定めることができる。

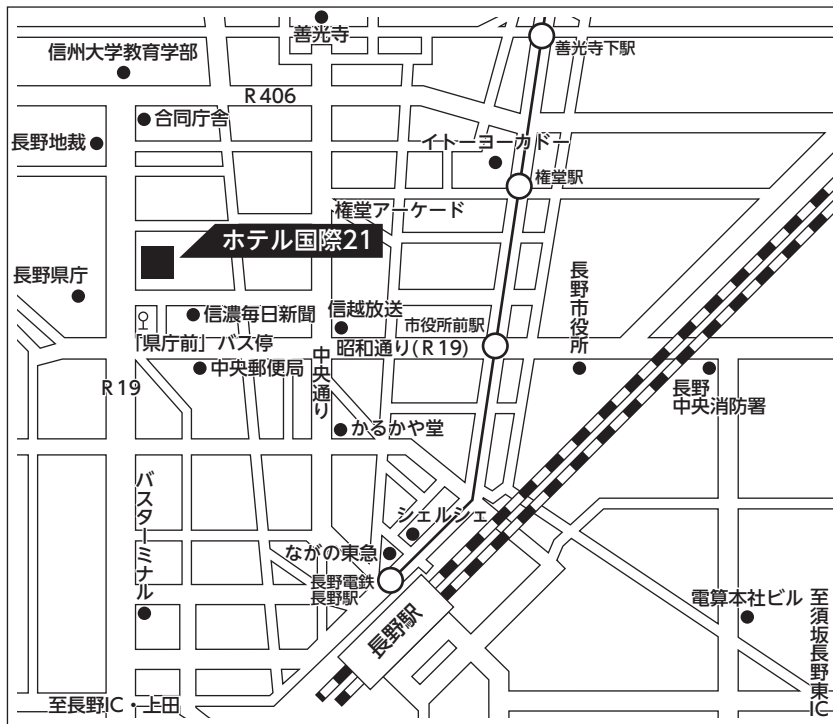
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

会 場 : 長野県長野市県町576番地
ホテル国際21 1階 藤の間
電話 (026) 234-1111



交通のご案内

- J R 長野駅善光寺口下車
徒歩約20分、タクシー約5分。
- J R 長野駅善光寺口より長野市循環バスぐるりん号
「県庁前」バス停下車徒歩1分。
J R 長野駅善光寺口のバスロータリー内4番のりば【C-01 長野駅】
午前9時35分発、50分発。
善光寺口からのバスの所要時間は約11分です。
- お車をご利用の方
ホテル国際21の駐車場をご利用ください。

